

第1回 地方議会議員年金制度検討会

2009年3月30日（月）

【飯塚幹事】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回地方議会議員年金制度検討会を開催いたします。本日はご多用のところ集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私は、総務省大臣官房企画官の飯塚でございます。本日は、第1回目の検討会でございますので、座長が決定されるまで進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

開会に当たりまして、久元自治行政局長より、この会の趣旨、目的を含めてごあいさつを申し上げます。

【久元自治行政局長】 自治行政局長の久元でございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

地方議会議員年金制度検討会を設置させていただきましたところ、大橋先生、松本先生、渡辺先生、また、今日はご欠席ですけれども、横道先生に委員をお引き受けいただきまして、ありがとうございます。また、今日は、3議長会共済会の会長さん、または事務総長さん、ご出席をいただきましてありがとうございます。

4年に1度の再計算の年に当たっております地方議会議員年金制度、14年または18年というふうに制度改正が行われてまいりました。とりわけ平成18年の改正では、既裁定者を含む給付の引下げ、また、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位の一元化というこれまでにない措置が講じられたわけであります。

しかしながら、その後の状況を見ますと、1つは市町村合併が大規模に行われたということ、今日の大臣告示によりまして、市町村の数は1,765という数字になります。そういう市町村合併の影響。また、年金受給者の増加に加えまして、行政改革に伴う議員定数、議員報酬の削減が行われたと。そういうことで、この両共済会の年金財政が予想を上回って急速に悪化をしております、年金の給付に支障が生ずると、見込まれるということになっております。また、都道府県議会議員共済会におきましても、行政改革に連動して予想外の会員数の減少がありまして、財政改善のための対応策を講じる必要が求められております。このため、今後も地方議会議員年金制度を維持して長期的に安定的な給付を行っ

ていくためには、給付と負担の両面にわたる改革が必要になるというふうに思われます。

今日、お忙しい中でお集まりをいただきましたのは、こういう厳しい状況を踏まえまして、なお地方議会議員年金制度を維持していくためにどういう制度改革が必要か、その具体的な対応策を検討するための意見交換をお願いするものであります。委員の皆様には、法改正も視野に入れまして、ぜひとも闊達なご議論を展開していただきまして、年内を目途に対応策をお取りまとめいただければというふうに思っております。大変厳しい選択が迫られるテーマでありますけれども、長期にわたって制度を安定させるための方策をご検討いただきますようお願いを申し上げまして、開会のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【飯塚幹事】　続きまして、委員の方々をご紹介申し上げます。お手元の資料をご覧いただきたいと思います。クリップでとめてあります資料の薄いほうでございますが、こちらの3枚めくっていただきますと資料2というのがございますので、そちらに従いまして名簿の順にご紹介いたします。

まず、学識経験者の方々でございます。

学習院大学法務研究科教授の大橋洋一委員でございます。

地方公務員共済組合連合会理事長の松本英昭委員でございます。

東京女子医科大学教授の渡辺俊介委員でございます。

なお、政策研究大学院大学教授の横道清孝委員は、本日もご欠席でございます。

続きまして、地方議会議員年金の当事者となります各議員共済会の代表の方々をご紹介申し上げます。

秋田県議会議長で都道府県議会議員共済会会長の大野忠右エ門委員でございます。

広島市議会議長で市議会議員共済会会長の藤田博之委員でございます。

福岡県田川郡赤村議会議長で町村議会議員共済会会長の原伸一委員でございます。

最後になりますが、総務省の担当部長として松永邦男公務員部長が委員として参加させていただきます。

このほか、事務的な調整を行うため、幹事を置くことといたしました。先ほどの資料、1枚めくっていただきますと、資料3でございます。この資料3に従いましてご紹介いたします。

都道府県議会議員共済会の田村政志理事でございます。

市議会議員共済会の竹本邦実理事でございます。

町村議会議員共済会の高田恒常務理事でございます。

総務省からは、地方行政・地方公務員制度、選挙担当の佐村知子官房審議官でございます。

北崎秀一福利課長でございます。

私、官房企画官の飯塚でございます。

以上でございます。

続きまして、議事を進めていただきます座長をお願いする委員でございますが、事柄の性質上、学識経験者の方をお願いするのが適切かと存じますので、大橋洋一委員をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【飯塚幹事】 それでは、大橋委員に座長をお願いいたしたいと存じます。

なお、久元局長は、他の用務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(久元自治行政局長退席)

【大橋座長】 座長の指名をいただきました大橋でございます。力不足でありますけれども、公費が絡む問題ですので、市民の方々にきちんとした説明ができるような報告を取りまとめるように努めたいと思います。よろしく願いいたします。

【飯塚幹事】 済みません。座長にごあいさつをいただいた後でございますが、資料の確認を事務的にさせていただきますと思いますので、よろしく願いいたします。

お配りしております先ほどの薄いほうの資料でございますが、こちらのほうから順にご説明させていただきますので、よろしく願いします。

第1回地方議会議員年金制度検討会会議次第のほうでございますが、クリップを外していただきまして2枚めくっていただきますと、資料1でございます。「地方議会議員年金制度検討会開催要領」でございます。資料2が「地方議会議員年金制度検討会委員名簿」でございます。資料3「地方議会議員年金制度検討会幹事名簿」でございます。資料4「地方議会議員年金制度検討会スケジュール(案)」でございます。資料5「地方議会議員年金制度について」でございます。資料6「前回検討会における財政収支見通しの検証について」でございます。最後に、資料7「地方議会議員年金制度に関する検討項目(案)」でございます。

次に、参考資料のほうでございますが、厚いほうのクリップでとめた資料でございます。

参考資料1が「地方議会議員年金制度の概要」でございます。参考資料2が「地方議会議員年金制度計数等参考資料」でございます。参考資料3が「地方議会議員年金制度検討会報告（平成14年2月）」でございます。参考資料4が「地方議会議員年金制度検討会報告（平成18年2月）」でございます。参考資料5「地方議会議員年金制度に関する研究会報告書（平成21年2月）」でございます。次に、参考資料6「地方議会議員年金関係法令」でございます。参考資料7が「議員共済会定款」でございます。そして、最後に、参考資料8が「関係国会議事録」でございます。

以上でございます。不足がございましたらお申し付けいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、以後の議事進行は大橋座長をお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願いたします。

【大橋座長】 それでは、本日は、本検討会の第1回目に当たりますので、まず、この検討会でどういふことをやるのかという概要と今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思ひます。

【北崎幹事】 福利課長の北崎でございます。まず、お手元の開催要領、資料1でございます。これに基づきまして、本検討会の概要などをご説明申し上げます。資料1をよろしくお願いたします。

この開催要領をご覧いただきますと、1番目の「趣旨」のところ、これは行政局長も申し述べましたが、市町村合併の大変大規模かつ急速な進展で予想を上回る議員の方々の減少がありました。また、年金受給者の方の増加、あるいは行政改革に連動しました議員定数・議員報酬の削減によりまして、年金財政は大変厳しい状況でございます。このため、地方議会議員年金制度を安定した制度とするために講ずるべき具体的な施策について幅広くご議論いただくために、学識経験者の方、また、地方議会議員共済会の代表の方々に構成する検討会を開催するものでございます。

「構成」といたしましては、先ほどご紹介を申し上げましたとおり8名の方々、委員の方々をお願いを申し上げたいと思っております。

それから、「運営」につきましては、(1)にございますように、必要があると認めるときには、関係者のご出席を求め意見の聴取を行います。また、庶務は、私ども総務省自治行政局公務員部福利課において処理をさせていただきたいと思ひます。あるいは、このほかに必要となりますれば、議事の運営その他検討会の運営に関して座長が決定するもの

とさせていただきたいと思っております。

なお、本検討会の公開の仕方についてでございますが、年金の権利義務にかかわることでもあり、厳しいご意見も含め閣達にご議論をいただきますために、また、会議室のスペースの制約などもございますので、会議自体は非公開といたしますが、会議終了後、発言者名を示さずに主な意見の概要を取りまとめた議事要旨を作成しまして、座長の確認を得て数日後に配付資料とともに総務省のホームページ上で公開をいたしたいと思っております。

更に、これと合わせまして、また、発言者のお名前を示した議事録を作成しまして、委員の皆様方にご確認をいただいた上で、おおむね半月後ぐらいになろうかと思っておりますが、これを総務省のホームページ上で公開をいたしたいと存じます。検討会の公開の仕方については、以上のようなことを考えております。よろしゅうございますでしょうか。

二つございまして、一つは概要につきまして、これは会議終了後に公開をさせていただき、もう一つは、議事録については、委員の皆様方のお名前をつけて、それぞれまた委員の皆様方にご確認をいただいた上で公開をさせていただきたいと思っております。もしご異議がなければそのように取り扱わせていただきたいと思いますと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

【渡辺委員】 一般的に政府の審議会等で、みんな原則公開になっているんですが、委員名、固有名詞で意見を載せる方法と、それから委員名を出さない方法と、両方の公開方法があると思うんですが、私は個人的にはどっちだっていいんだけど、その個人名を出してやるというその趣旨、その意図というか、そっちを選ばれた理由が何かもしあったらお聞かせください。

【北崎幹事】 今回のこの検討会について、マスコミの皆様方を初め国民の関心はもう既にして大変大きいものがございます。それで、この検討会において、よく批判されますような、審議会で密室の中で何かをいろいろご議論いただき決定をしているのではないかと、そういうご批判を招かないようにするためには、やはり議事録といたしましては、どの委員の方がどういうことをおっしゃられたんだということを名前をつけて議事録として公開をしていきたいといったほうがよりいいのではないかとということで、こういうことを考えてご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 渡辺先生おっしゃるようないろいろバリエーションはあると思いますが、今、事務局からございましたように、透明性をより高めて議論をするという趣旨

というふうにお伺いしましたので、ご異論がなければこのような形で公表を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大橋座長】 では、そのような形でお願いします。

【北崎幹事】 それでは、ただいまご説明をしましとおりの公開の仕方とさせていただきたいと存じます。

続きまして、検討会のスケジュール(案)についてご説明をさせていただきたいと思えます。お手元の資料4をご覧くださいと思います。資料4に沿いましてご説明を申し上げます。

第1回の本日は、まず、地方議会議員年金制度の概要を事務局、私どものほうからご説明をさせていただきたいと思えます。また、先月出されました「地方議会議員年金制度に関する研究会報告書」につきまして、都道府県議会議員共済会の齊藤次長さんのほうからご説明をさせていただきたいと思えます。

続きまして、前回検討会におけます財政収支見通しの検証について、私ども事務局からご説明をさせていただきたいと存じます。

その後、本日は、検討課題の整理までをお願いできればと考えております。

また、次回以降の予定につきましては、本年中に本日も含め6回程度、お忙しい中ですが、お集まりをいただきまして、取りまとめをお願いしたいと存じております。お取りまとめいただきました報告を踏まえて、総務省で改革案を作成いたしますが、改革案が法律改正を要する事項に及びます場合には、平成22年の通常国会に地共済法の改正案を提出することになろうかと思っております。

スケジュールについては以上でございます。

【大橋座長】 今、ご説明いただきましたけれども、このスケジュールは、この資料4という資料に当たるんですね、日程的には。この資料4にあるような形で検討を進めたいというお話でしたのですけれども、この点につきましてご質問とかご意見はございますでしょうか。

ございませんようでしたら、きょうは、先ほどお話がございましたように、今までの検討とかいろいろ資料を開示していただけるということで、議題も多いようですので、先に進めさせていただきたいと思えます。

それでは、次の議題ですけれども、地方議会議員年金制度の現状と問題点ということに

ついて認識を深めたいというように思います。最初に、地方議会議員年金制度の概要につきまして、事務局からご説明いただきたいといます。

【北崎幹事】 それでは、お手元にごございます資料5、地方議会議員年金制度の資料でございます。少し数枚にわたります。これに沿いましてご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、資料5の最初でございます。「地方議会議員年金制度について」ということで、創設の経緯から始まってございます。これは、もう皆様ご存じのとおりでございますが、第1回目でもございますので、少しく確認も含めまして、よくご存じのところもございすが、ご説明をさせていただきたいといます。

まず、創設は昭和36年に地方議会議員互助年金法というものが公布をされております。これは、当初、任意加入の互助年金制度として発足し、これは議員立法ということで制定をされてございます。

それから、昭和37年には、地方公務員共済組合法ができて、その中で先ほど申しました地方議会議員互助年金法の内容を取り込みまして、地方公務員共済組合法というものができております。これは、強制加入の共済年金制度に変更をしております。これは、37年12月から施行したところでございます。

以後、一時金の制度を創設しました。昭和40年のことでございます。また、公費負担を導入しました。これは昭和47年であったかと思えます。そういったことのもろもろの制度の充実が図られてまいったところでございます。

それから、制度の運営主体といたしましては、3つの共済会で、都道府県議会の方々には都道府県議会議員共済会、市議会の方々には市議会議員共済会、町村議員の方々には町村議会議員共済会、3つの共済会で運営をしております、会員の方の掛け金、あるいは地方公共団体の負担金の徴収、それから年金給付を実施、支給するその実務の事務をこの3つの共済会で行っております。

それから、3番目でございます。3番目は平成14年、それから、4番目は平成18年の改正、大きい改正がございました。平成14年の改正といたしましては、地方議会議員年金制度の安定を図りますために、退職年金、退職一時金などの給付水準を原則2割引き下げるなど、給付面における見直しを行っております。それから、収入面につきましても、会員の方々の、したがって現職議員の方々の掛金率、また、特別掛金率、これは、掛金率は月々の報酬にかかりますもの、また、特別掛金率は期末手当にかかりますもの、そうい

った掛金率の引上げ、それから、地方公共団体の負担金率の引上げを行うこととしておりまして、平成15年4月に施行しております。また、この段階では、合併の進展につきまして、確たる数値を見込むことが困難でございました。したがって、この合併の影響については、別途検討をするということで平成14年の改正を行っているところでございます。

それから、4番目でございます。平成18年の改正についてご説明を申し上げます。平成18年には、合併の急速な進展に伴いまして年金財政が悪化してございました。このとき、18年改正におきましては、退職年金、それから、退職一時金など給付水準を原則12.5%引下げを行っております。また、既裁定の方などにつきましても10%の給付の引下げを行っておるところでございます。そして、収入面につきましては、会員の方々の掛金率、特別掛金率の引上げを行わせていただいております。また、合併の影響に対する時限的な激変緩和措置ということで、これを新しく導入をさせていただきました。あるいは、地方公共団体の通常の負担金率の引上げを行ったり、これをしてまいりました。また、市議会議員共済会、それから町村議会議員共済会の財政単位の一元化を行っております。この一元化は、18年の10月に施行をさせていただいているところでございます。

今回の検討会におきまして、今後の課題というところでございますが、市町村合併の大規模で急速な進展で予想を上回る議員数の減少が見られます。また、地方行革の一環といたしまして、議員の定数、議員の報酬が削減をされてきてございまして、年金の財政状況は極めて厳しいところに至っております。これらの要因によります議員数の減少を踏まえまして、給付と負担の見直しを含めた制度改革を検討する必要があるものでございます。

次のページをめくっていただきたいと思っております。地方議会議員年金制度の概要につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。少しく細かい話になりますが、また第1回目ということでご確認の意味を含めましてお許しをいただきたいと思っております。

まず、制度の概要でございます。この収入のほうの仕組みでございますが、掛金率というところの欄をご覧いただきたいと思っております。議員の方々の標準報酬月額、そこにございますように、都道府県でございますと100分の13、13%、市・町村ですとそれぞれ16%の掛金率と現在なっているところでございます。それから、特別掛金率、これは期末手当の額に、都道府県ですと2%、市・町村ですとそれぞれ7.5%の掛金率でいただいております。

それから、地方公共団体の負担金率ということで、そこにございますように、議員の標

準報酬月額、都道府県ですと10%、市・町村ですとそれぞれ12%、現在負担率ということでいただいております。

それから、その下にございます括弧書きでございますが、合併に伴います激変緩和ということで、10年間、10年間を過ぎました後は5年間漸減をいたしますが、市と町村には4.5%の激変緩和の負担金の制度を前回の改正のときに導入をしておるところでございます。

それから、その下でございます。退職年金、これからは給付のほうの、少しく細かくなりますが、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず、退職年金でございますが、これは受給の資格ということで、在職12年以上の方々に支給をされてまいります。支給開始年齢ということで、今現在の原則は、平成7年4月1日以降新たに議員となられた方には65歳からということになってございます。ただ、そこでございますように、それぞれお生まれになった年によりまして特例的な規定が残っておりますところでございます。それから、年金額といたしまして、19年4月1日以降初めて議員におなりになられた方は、平均標準報酬年額にそのあとの数式にございますような数値を掛けた額を支給をさせていただいております。つまり、標準報酬年額に、まずは150分の35の数字、それから、12年を超えます年1年ごとに150分の0.7をプラスする算式で計算しました年金額を支給をさせていただいております。

また、それぞれ、その下に小さく書いてございます、これは後ほど比較表というんでしょうか、経緯の表でご説明をさせていただきたいと思っておりますが、それぞれの経過的な措置がとられているところがございます。これは後ほどご説明をさせていただきたいと思っております。

それから、重複加入ということで、議員年金にお入りになっていらっしゃる方が、被用者年金、例えば厚生年金などの被用者年金に同時に入っている場合、これは、その期間、同時に入っているところを重複期間と称しておりますが、その重複期間があります場合には、議員年金の年金額から40%を控除するという仕組みを現在とってございます。この趣旨は、重複期間があります場合には、大体議員の先生方と公費の負担が大体6対4で、議員の先生方が6、公費の負担が議員年金の場合ですと4でございますので、この被用者年金との重複期間があります場合には、この4割を議員年金のほうから控除するという仕組みをとらせていただいております。昭和49年からもう既にそういう仕組みをとらせていただいております。

それから、高額所得者の一部支給停止ということで、退職年金額が190万4,000円以上を支給されていらっしゃる方で、前年の退職年金等を除く総所得が500万円を超えます方々につきましては、その500万円と190万4,000円を足しました690万4,000円を超える額の2分の1相当額の支給を停止しているところで、そういう高額所得者の一部支給停止制度を行っておるところでございます。

それから、次に、退職一時金のほうでございます。これは、受給資格のところをご覧いただきますと、在職3年以上12年未満の方々に支給をさせていただいております、一時金の額は、ご自身が納められました掛金の総額に、それぞれ在職期間がございまして、そういったような100分の49、あるいは56、あるいは63といった乗率を乗じたものを一時金として支給をしているところでございます。これは、掛け捨てを何らかの形で緩和をさせていただこうということでつくられた制度でございます。

それから、遺族年金、これは退職年金の2分の1相当額を支給させていただいているところでございます。それから、遺族一時金につきましては、そこがございますような退職一時金と同額を支給させていただいているところでございます。

続きまして、次のページをご覧いただきますと、今が現在の制度でございまして、次のページ以降2枚ものは、現在のその実態をあらわすものでございます。会員の方の数、受給権者の数を経年的に置いたものでございまして、一番上のものが都道府県議会議員共済会、真ん中が市議会議員共済会、それから一番下が町村議会議員共済会でございまして、それぞれ会員の方の数、退職年金の受給権者の方の数、遺族年金の受給権者の方の数、それから、割りました成熟度をご覧いただきたいと思っております。

都道府県議会のほうは、成熟度130.8%。平成20年の12月現在ですとそういった数値で来ておりまして、会員数の方々が2,700人ぐらいの方でございます。それから、市議会、町村議会、これは現在財政単位を一元化してございますので、これは、財政的には一本で見ていただかなければなりません、市議会のほうは、会員数の方々が平成15年に比べまして、平成15年が1万9,000人余が2万2,000人弱に増えてきてございます。それから、町村のほうでございますと、15年現在3万6,000人ぐらいの方々がございましたが、20年には1万3,000人ぐらいの方々となってございまして、成熟度をご覧いただきますと、市議会のほうで20年には286.7、それから、町村では221.9ということでございまして、会員お1人で2.8人とか2.2人の方々を支えている状態でございます。

それから、次のページをご覧くださいますと、先ほどの被用者年金との重複期間に該当なさる方々というのが、今現在の受給なさっていらっしゃる方々、全体に占める比率でどれぐらいになるかということをごさいますして、それぞれ都道府県、市議会、町村議会、ご覧くださいますと、都道府県でございまして約4割ちよつとの方々が重複期間がある方々でございまして、市議会ですと25%をちよつと下回る方々でございまして、それから、町村でございまして、約2割ぐらいの方々がこの重複期間を有する方々ということになってございまして。

それから、その次ページをご覧くださいますと、これも少しく実務的で申しわけございませませんが、平成14年、18年の制度改正1度振り返っていただきたいという趣旨でつけてございまして、横にしてご覧いただきたいと思ひます。以下の資料、こういうつくりになってございまして、14年改正前と現行を比べてみたいということございまして。したがって、14年改正前から14年改正後になりまして、その後、18年改正後になってございまして。この18年改正後というのが現行の制度でございまして。一番右は、14年改正前と現在の現行18年改正後の比較をさせていただいてございまして。

まず、最初のページが、収入面でどういった見直しが行なわれてきたかの経過でございまして。掛金率、特別掛金率、それから負担金率、そこにごさいますように、14年改正前から14年改正後に見直しをさせていただくことで引上げをさせていただき、前回の18年改正で先ほどご説明した現行の制度になってございまして。14年改正前との比較でございまして、掛金率で申しますとそういったような数字、これは%でございまして、引き上がってございまして、特別掛金でございまして、そこにごさいますような数字で引き上がっております。それから、負担金でございまして、都道府県ですと0.5引き上がっており、市町村ですと2.5引き上がっている状態でございます。そして、一番下は、前回の18年改正のときに新たに導入いたしました市町村合併の激変緩和措置といたしまして4.5%分を入れている、これが収入面の見直しのものございまして。

それから、次のページをご覧くださいますと、給付面の見直しでございまして、少し細かい話で恐縮でございまして、退職年金の年金額をどういふふうに見直しをしてきたか、先ほどと同じでございまして、年金額は標準報酬年額に150分の現在ですと35の数字でございまして。14年改正前は150分の50の数字に、12年を超えるごとに足します数字が150分の現在ですと0.7の数字でございまして、14年改正前は1の数字でござ

いました。そういったような14年前の改正から、14年改正におきましてはそこにご
います3つの区分になってございます。14年改正では、15年度前の既裁定者の方々は
引下げをせず、15年前の議員歴を有する方々については1割の削減をし、15年度以降
初めて議員となります方々には2割の削減をしました。それから、18年改正というこ
とで、その次、したがって18年改正後は現行でございまして、15年前の既裁定の方々は
150分の今現在45という姿でございまして。それから、15年前の議員歴を有する方々
は、18年までに既裁定になりました方々は150分の40.5、それから、19年度前の
議員歴を有する方ということでは150分の36という数字になり、本則は150分の35
という数字になってございまして、14年改正前と18年の改正の比較をしてご覧いただ
きますと、減少率といたしましては、そこにごございますような10%、20%前後、30%
前後という形での削減率になってきておるところでございまして。

続きまして、少しはしよらせていただきたいと思います。退職年金のその他の制度も
改正をしております。まず一番上が、算定の在職年数の上限は、従来ですと50年まで
になっておりましたが、18年改正でこの上限を30年に改めさせていただいているとこ
ろでございまして。それから、重複加入期間の控除率、14年改正前は25%の控除をさせ
ていただいておりますが、14年改正によりまして40%の控除にしております。そ
れから、高額所得者の一部支給停止、これも14年改正、18年改正とそれぞれ見直しを
させていただきまして、現在の18年改正後では、先ほどご説明申し上げたような現行制
度になってございます。退職一時金につきましても見直しをされているところでござい
ます。

それから、次のページをご覧いただきまして、遺族年金でございまして。遺族年金につ
きましては、退職年金の2分の1でございまして、便宜上、先ほどの150分の幾ら足す
12年を超えた年月に150分の幾つずつ足していくかという算式で便宜上あらわさせて
いただいております。これにつきましても、14年改正、18年改正の比較をつけさせ
ていただいております。現在は、18年改正後というのが現行でございまして、詳しく
はご説明しませんが、14年改正前と18年改正後の比較ということで、その減少率を見
ていただきますと、15年前の既裁定者の方から19年前までに転給をなさった方々は1
4年前改正と同様の0%の減少率。それから、それぞれ条件は変わりますが、約1割ぐ
らいの減少率の方、約2割ぐらいの減少率の方、約3割ぐらいの減少率の方という姿にな
っておるところでございまして。

私のほうからの説明、現在の議員年金制度につきまして、少し細かいことになりましたけれども、第1回目ということでお許しをいただきたいと思います。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいまがこの制度と今までの改正の歴史についてのご説明だったんですけれども、この点の質疑応答は、次の研究会報告についてのご報告をいただいた後で、あわせて行いたいというように思います。

続きましては、共済会のほうから、地方議会議員年金制度に関する研究会報告書というものについて説明を伺いたいと思います。この地方議会議員年金制度につきまして研究会は、昨年7月から3共済会合同で事務的な研究会として開催されて、そこでは、制度の現状でありますとか問題点、改善のための対応策等々につきまして整理が行われたということでございます。この点につきましては、都道府県議会議員共済会の齊藤次長から説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

【齊藤次長】 大きなクリップでとめられた資料のうちの参考資料5というのをご覧いただきたいと存じます。参考資料5の地方議会議員の年金制度に関する研究会報告についてご説明を申し上げます。

このたび、地方議員の年金制度について、3共済で研究会を設け検討を行いました。その背景等につきましては、1ページの「はじめに」に記載してございます。これまで自治行政局長のごあいさつ、幹事さんのご説明にもありましたように、平成14年と18年に2度の制度改正が行われたものの、市町村合併が大規模かつ急速に進展したことに加えて、行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減が積極的に行われたことにより、市・町村議会議員年金共済会の年金財政が予想を上回って急速に悪化し、年金等の給付に大きな支障が見込まれるに至りました。都道府県議会議員共済会におきましても、行政改革に連動して予想外の会員数の減少があったことから、財政改善のための対応を講ずる必要が生じました。このような状況を踏まえまして、昨年7月に学識経験者、3共済会及び総務省の関係者を構成員とする地方議会議員年金制度に関する研究会を設置し、5回にわたる検討を重ね、去る2月3日、報告を取りまとめました。その概要についてご説明いたします。

初めに、12ページをお開きいただきたいと存じます。

3共済の議員年金財政の現状についてであります。単年度収支は、市町村合併が本格化する前の平成10年度に13億円でありました市・町村議会議員共済会の赤字が合併の進展に伴って急増し、平成19年度には184億円になり、都道府県議会議員共済会におい

でも7億円の赤字となっております。成熟度は、現役会員1人が1人から3人の受給者を支えていることになっております。

次の13ページでございますが、平成19年度末の積立金残高は、都道府県議会議員共済会が106億円、市議会議員共済会が447億円、町村議会議員共済会が63億円となっております。特に市町村合併等に伴う予想を上回る会員数の減少等の影響により、市・町村議会議員共済会の積立金が大幅に減少し、現行制度を維持した場合、一定の仮定のもとに機械的に行った粗い試算によれば、平成23年度には積立金の枯渇が見込まれる状況になっております。

次に、議員年金財政の悪化要因についてであります。研究会設置の背景でも申し上げましたが、市・町村議会議員共済会の年金財政が急激に悪化した最大の原因は、市町村合併が大規模かつ急速に進展したことに伴い、会員数が予想を上回って激減したことによる収入の大幅な減少や、年金受給者数が増加したことによる支出の増加が議員年金財政の悪化の要因であります。また、大規模な市町村合併と同時並行的に行政改革に連動した議員定数・議員報酬の削減が積極的に行われたことも収入が減少したことの要因と考えられます。

次の14ページに、平成10年度末と平成19年度末の比較で、団体数で1,439団体、44%減少し、会員数では2万4,185人、40%減少しております。一方、年金受給者数は、平成10年度末の7万9,000人余が19年度末には9万4,000人余と1万5,000人余、19%増加しております。

次は、共済会の議員年金財政の長期的安定のための対策についてであります。このような状況において、地方議会議員年金制度を長期的かつ安定的に維持していくためには、年金財政の悪化が著しい市・町村議会議員共済会の収支を早急に改善することが必要であります。年金財政の改善に当たっては、第一義的には、会員の掛金、特別掛金により賄うことが望ましいことは言うまでもありませんが、地方議会議員年金制度の掛金率、特別掛金率が他の公的年金制度に比べて既に相当程度高くなっており、会員の負担感も大きいことを考えれば、会員の負担のみを大幅に引き上げて対応することは現実的ではないと考えられます。

また、市町村合併等により議員年金財政が悪化したことも考慮して、負担のあり方を考える必要があります。研究会としては、地方議会議員年金制度を将来においても安定した給付が可能となるようにしていくため、収入面と給付面、現役会員と既裁定者、会員負担と公費負担など、各々のバランスに十分配慮した対応策について様々な角度から検討し、その

方向性を取りまとめたものであります。

15ページでございますが、収入面からとり得る対応策では、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、掛金率、負担金率について一定程度の引上げを検討する必要がありますが、見直しに当たっては、会員が将来受給すると見込まれる年金給付の総額と受給までに支払う掛金、特別掛金の総額との均衡を考慮する必要があります。

16ページにかけまして、また、議員年金財政の厳しい状況を考えますと、相当の自助努力をしても財政収支の好転が見込まれない場合には、一定程度の負担金率の引上げを検討する必要がありますが、負担金率の引上げに当たりましては、地方財政の極めて厳しい状況を踏まえ、掛金率の引上げ、給付水準の引下げ等、会員及び年金受給者の可能な限りの自助努力を前提として国民の理解を得る努力が必要であるとしております。

次の、市町村合併の影響に対する激変緩和措置の負担金率の見直しについては、平成18年改正では、市町村合併に伴う市・町村議会議員共済会の財政状況に配慮した激変緩和措置が講じられましたが、市町村合併等の影響が予想を上回ったため、結果として激変緩和措置が不十分なものとなっております。国策として進められた市町村合併に身をもって協力したとの市町村議会議員の強い思いを受けとめ、市町村の合併の特例等に関する法律第65条第3項に規定する、国が「健全な運営を図るための必要な措置を講ずる」と規定する現行の激変緩和措置の更なる強化を検討する必要があるとしております。

次の、17ページでございますが、給付面からとり得る対応策では、年金給付水準の見直しについては、議員年金財政の厳しい状況を考えれば、収入面の見直しに加え、年金給付水準の更なる引下げについて検討をする必要がありますが、既裁定者の取り扱いについては、既裁定者の給付水準の更なる引下げの検討は避けられないとしております。また、平成14年及び18年の改正により、現役会員と既裁定者の年金給付水準の格差が大きくなっていることから、その均衡に配慮した検討が必要としております。

18ページになりますが、ただし、既裁定年金の引下げは、憲法が保障する財産権の制限に当たることから、法制面での十分な検討を行うとともに他の対応策を限界までとった上で行うことが必要であるとしております。

退職年金受給資格の見直しについては、年金受給資格を延長した場合の年金財政への影響、地方議会議員の多選の問題等を踏まえ、慎重に検討する必要があるとしております。

次の、遺族年金の見直しについては、従前の改正時に既裁定であることから、結果的に改革の効果が及ばず、退職年金と連動して引き下げられていない遺族年金について引下げ

を検討する必要があるとしており、転給制度につきましても見直しを検討する必要があるとしております。

次の、一時金の見直しにつきましても、19ページになりますが、年金の給付水準の引下げとの均衡を図る観点から一時金の給付水準の引下げを検討する必要がありますが、これまでの改正により支給率が下がっておりますので、掛け捨て救済という制度の趣旨を勘案した年金とは異なる引下げ率について検討する必要があるとしております。

次に、高額所得者に対する退職年金の一部支給停止措置の見直しについては、これまでも年金の給付水準の引下げに連動して支給停止基準も引き下げられておりますので、これについても検討が必要とし、退職年金の支給開始年齢の見直しについては、経過措置対象者の支給年齢の引上げについて財産権に配慮しながら検討する必要があるとしております。

20ページにかけまして、被用者年金との重複期間を有する場合の退職年金の控除割合の見直しについては、厚生年金等の被用者年金との重複加入期間について、退職年金額から公費負担分に相当する一定割合を控除することとされておりますが、掛金率や負担金率の見直しに伴い、重複期間に係る控除割合について見直しを検討する必要があるとしております。

その他の対応策では、共济会の組織の統合についても検討する必要があるとしております。

最後に、その他の検討事項につきましては、21ページにかけて記述しております。平成18年に国会議員互助年金制度が廃止されたこと、財政状況が悪化していることを受けまして、地方議会議員年金制度について制度の必要性を議論すべきとの意見がありますが、旧国会議員互助年金と地方議会議員年金とは、21ページに記載しておりますけれども、制度の性格、運営方式、実態面で異なっており、同列に論ずることはできないこと。また、仮にこの年金制度を廃止した場合の問題点としては、まず、1番目として、給付に要する費用をだれが負担するかが不明であること。2番目として、仮に公費で負担するとした場合、公費負担が大幅に増加すること。3番目として、会員がいないため、どの地方公共団体が負担するか不明であることなどの問題点があります。

なお、共济会の試算によれば、地方議会議員年金制度を廃止した場合に必要な財政負担総額は、平成22年度末価格で約1兆3,000億円と見込まれております。この制度の廃止を検討するとしても、これらの問題点を解決する必要があるとしております。

報告書の概要は以上でございますが、ただいまご説明申し上げましたデータ等は、附属

資料といたしまして29ページ以降に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま、事務局から制度の輪郭と、今までの改正の経緯、それと、それを受けて、今回当事者であります共済会がつくった研究会で出された報告書について説明いただきました。この両方の説明につきましてご質問等がございましたら受け付けたいと思いますけれども。

【渡辺委員】 質問と意見と、まずこれに関して一、二点だけ。

先ほど北崎課長からあった資料があり、今の参考資料もそうなんですが、「その予想を上回る市町村合併」、「その議員の予想を上回る削減」、という表現が随所に出てくるわけなんですけどね、これを、結論を先に言うと、これをもうちょっと詳しく教えてほしい。つまり私も18年、14年ともにこの検討会の委員をやった経験で言うと、特に18年改革のときには、これから市町村合併がすごく進むよと、それで市会議員、町会議員、県会議員あわせて30%程度の減が予想されるというたしか表現か、または議論があったと記憶していますが、だとするならば、例えば平成18年の2月時点でのあの報告書、県会、市会、町会あわせて30%減るよと言っていて、今度は予想を上回る、予想を上回るといっばい出てきているんですけども、つまり、どの程度上回っているかということがないと、わずか3年後に大変だということになるわけです。それに加えて、まだまだいろんな影響があると思うんですね、この3年間で。つまり、その要因分析がもうちょっと具体的にたされないと、これほど3年間で急激にこうなって何かやらなきゃいけないという、そこがちょっといずれも何か抽象的で、「予想を上回る」とか、「非常に激しい」とか、そういう表現はあるんだけど、そののところがもうちょっと具体的に出していただきたいということが1点です。もう1点だけ、これは資料要求なんですけど、成熟度、これも先ほど課長のほうからありましたけれども、平成20年度までの成熟度、特に市会、町会の200%を超える成熟度になったんですが、これもあわせて今後の議員の数等々によって、あるいは制度改正によって違ってくるといのは当然なんですけど、例えば、今のこのままいったら成熟度は更にこうなるよみたいな、はっきり言うと、この激しい財政悪化の具体的な姿をもうちょっと示していただきたいというのがとりあえずの意見と要望でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。確かに今のご指摘があった点は、14年のときには、合併のことはちょっと横に置いておくということで、18年で検討をするというこ

とでやって、18年のときに、私はおらなかったんですけども、どこまでのその合併のことを見越していたのかということで、報告書を見ると20年くらい大丈夫だというような記述もあったりするようなものが、3年で変わったということについての説明というのは確かに必要だと思いますので、そのところの説明、どこが要因でというところの分析が更に深まらないと、多分これはなかなか国民の方が見たときにわかりにくいかなと思います。それと、激変緩和という形で法律で書いてそれで行っているわけですね。それでも足りないというところの議論、65条の3項ですか、あれのところの説明ということをする上でも、今のところは非常に大事な点だと思います。この点、事務局から何かご説明ございますか。

【北崎幹事】 はい、また後ほど前回と足元でどれくらい違ったかということをご説明申し上げますが、ただ、それでもやっぱりいろんなご意見があろうかと思っておりますので、できるだけもう少し掘り下げてご説明できるよう努力して、次回なり何なり、ちょっとどこまでできるかはわかりかねるところもございしますが、頑張りたいと思っておりますので、またご指導をいただきたいと思っております。

【大橋座長】 ほかに。どうぞ。

【松本委員】 まずは、課長から説明がありました資料5の最後のほうの被用者年金との重複期間控除該当者、このことについては、現受給者の控除該当者の比率じゃなくして、現にいる会員の重複している者の比率、これわかりますか。

結論的なことを言って申しわけないんですけども、もし、この国会議員なんかとの比較を論じるときには、この問題は1つの資料になると思うんですよ。ですから、被用者年金の受給、今の現役会員の人たちが現実にどの程度被用者年金に加入しているのか。非常に低ければね、これは議員さんの被用者年金相当分がないじゃないかという、そういう議論が成り立ちますから、その資料はちょっとつくっておいたほうがいいんじゃないかなと、そういう気がします。

それから、いま一つ、後の齊藤次長からの説明ですけども、この問題は、今の渡辺先生の話にも関係しているんですけども、皆さん方は、13頁から14頁にかけて、年金受給者が増加したということをして1つの原因としていますけれども、これはおそらく合併によって退職者が急に増えたと、おそらく議員数が減ったから、そういうことじゃないかと思うんですね。だけど、これは年金から言いますとね、当然組合員が将来もらう年金は、前のときの財政再計算で年金現価には反映してなきゃいけないので、だから、現に組合員

になっている人がそのときに早くやめちゃったから受給権者が増えましたので財政が悪くなりましたというのはちょっと説明にならない。だから、これは、いずれその人たちはゆくゆくはやめて、現職で失権しなければですけどもね。でも、議員さんですから、そう現職のうちに失権する人というのはそんなにいるわけではないから将来年金受給者になっていく。1つ考えられるのは、年金受給期間が多少延びるということはありませんけれども。しかし、年金受給者が増えたというのは、合併によって増えちゃったというのは、早くやめちゃったということですから、年金の財政計算の上ではどっちになるのかね、早くやめて額が少なくなるということも言えるし、そのかわり早くやめるから失権が遅く、年金受給期間が延びるということも言えると思います。両方の要素がありますので、これはあんまり理由にならないという私は気がするんですよ。あんまりこれを言うと、財政再計算のときにしっかり計算していなかったねと、そういう結論にならざるを得ないから、そのところはちょっと気をつけて。これは、渡辺先生の言われたこととも関係するんですよ。

【大橋座長】 ありがとうございます。資料もいろいろ要求していただいて結構かと思えますので、ただいまありましたその現役の会員のところについての重複の資料というようなものもあわせて出していただきまして、それと、ただいまの後半のところは、やはり理由づけについてのところについてのサジェスションだったというように思いますけれども、他によろしいでしょうか。

それでは、また先に進めさせていただきたいと思います。

次は、やはり同じく情報共有なのですが、前回の検討会で財政収支の見通しというところにつきまして検証がなされております。それにつきまして事務局から説明をお願いします。

【北崎幹事】 それでは、資料6に沿いましてご説明をさせていただきたいと思います。「前回検討会における財政収支見通しの検証」というところでございます。先ほど渡辺委員からもご示唆をいただきましたものに答えようとして努力をしようとしたものではございます。また、いろいろご指導を賜りたいと思っております。

まず、資料6の最初でございます。これは、市議会、それと町村議会を一緒にしたものでございます。それから、その次には都道府県をご説明させていただきたいと思っております。市・町村につきましては、財政単位が一元化されておりますので、これによりましてご説明を申し上げるものでございます。

収支見通しと実績の推移ということでございまして、前回検討会におけます収支見通し、これは19年から23年を現価で出ささせていただいております。それから、実績、これは、19年までは決算値でございます。それから、20年から23年は、それぞれ共済会によって見込んでいただいた、ほとんどそんなにずれないであろうという実績見込みでございます。都道府県も一緒でございます。

これでご覧いただきますと、まず、市・町村あわせたものの収入でございます。単位は億円でございます。収入を見ていただきますと、19年、20年、21、22、23のその見込みは前回の見込みでございます。実績は先ほどの実績見込みでございますが、差をご覧いただきますと、19年の収入で既に53億の違い、見込み違いが出てきております。20年で77億、21年で98億、22年で116億、23年で135億ということでございましてこの5年間、累計いたしますと約500億弱の収入の見込みのずれ、乖離が生じてございます。

それから、支出のほうをご覧いただきたいと思います。これも見込み、実績は先ほどの数値、先ほどの説明しましたようなものでつくったものでございます。これをご覧いただきますと、支出におきましては、今度は逆の方向でございまして、見込みの現価と比べましては、実績のほうが多く少なかったという市・町村でございますけれども、少なかったような乖離が生じてきております。ご覧いただきますと、5年間で134億円の見込みの乖離が生じてございます。

これを合計させていただきますと、収支の差額ということで、19年から23年をご覧いただきますと、5年間で344億円の見込みと実績、見込みの乖離が生じてきております。

これを一番下の欄でございますが、収入の見込みの乖離では、圧倒的に悪いほう、より悪く出てきておりまして、約140%分が寄与しております。これで悪化要因になってきております。市・町村の場合ですと、支出に係る見込みの違い、乖離は40%の寄与で、これは収支がよくなる方向での見込みの乖離が生じてきているものでございます。

それから、次のページをご覧いただきますと、その収入の見込みの中で、収入の見込みと実績の乖離で、その会員の方々に関する見込みの乖離がどの程度か、あるいは、その報酬額での乖離がどの程度寄与しているものか、これを調べさせていただいたものがそれでございます。会員の数の見込みと実績の差による影響が約64%の差となって、影響度

となって出てきておるものでございます。市・町村の場合です。それから、実際の報酬の月額の見込みの乖離は36%程度の寄与度で、その実績と見込みの乖離を生じてきているというものでございます。

それから、次をご覧いただきたいと思いますが、都道府県のほう、これも市・町村と同じでございますが、億円単位でございます。これをご覧いただきますと、収入のやはりずれが出てございまして悪化をしております。19年、20年、21年、22年、23年とご覧いただきますと、これは差額といたしまして3億、4億、5億、5億、9億ということが出てきております。これだけの収入の悪化の要因として出てきておるものでございます。

失礼しました、これは名目値を置かしていただいております。先ほど現価と申しましたが、これは間違いでございまして、それぞれの年度の名目値を置かせていただいております。

それから、支出につきまして、こちらは、都道府県のほうは市・町村ほどの乖離は生じてございまして、そこにございますような2,000万、7,000万、1,000万、そういうような数字で差が出てきておるところでございます。

収支差額をご覧いただきますと、19年から23年の5年間で28億程度の見込みより悪化をしておるところでございまして、これの実績の差額の圧倒的96%は収入の見込みの乖離が96%でございます。支出のほうの差といたしましては3%ちょっと、4%弱ということでございます。

次のページを見ていただきますと、その収入での、先ほどの会員数による影響なのか、それとも報酬による影響なのかということをご覧いただきますと、会員数による見込みと実績の差による影響度は、約4割が会員数の見込みの乖離であったということございまして、また、報酬につきましては、見込みと実績の差は6割に上ってきております。

以上のような状態でございますが、都道府県、それから市・町村を見ていただきますと、前回の試算のときには、それなりに一般の公的年金が予定をしておりますぐらいの報酬のアップみたいなものがあるだろうということで、1%から1.5%毎年上がるというようなことを想定して試算をしておりましたけれども、実際見てみますと、これは行革に積極的にご協力いただいた等々によりかえって下がったというような実態があるようでございますので、都道府県のほうもそうでございますが、市・町村のほうも実際の標準報酬月額による差の影響というのが相当出てきておるということが見てとれようかと思っております。

私のほうからのご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいまが前回の検討会のときにどのような見通しになるかということと、それが実績とどれだけ乖離しているかということの具体的な数字とその要因分析のところで、既に先ほど出た議論は少しここのところのリーズニングをきちんとやってくださいということだったと思います。

今の説明のところにつきまして何かご質問等はございますか。

ございませんようでした議事を進めさせていただきます。

それでは、これからこの検討会で検討をしていきます具体的な項目につきまして、事務的な整理を事務局のほうからいただきたいと思います。

【北崎幹事】 それでは、おそれ入ります、資料7に沿いましてご説明をさせていただきますと思います。「地方議会議員年金制度に関する検討項目（案）」という資料で、資料7でございます。

これは、すべての項目での改正を実施すべきという趣旨のものではございませんで、できるだけ前広に検討対象となり得ると考えられる項目を並べてみたものでございます。それぞれの項目のところには、例えば、法律改正が必要であるとか、あるいは定款の改正が必要であるとか、要は、何の変更が必要かというものもあわせて記載をさせていただいているところでございます。順を追ってご説明をさせていただきますと思います。

(1) 番目は、先ほど3共済会の研究会の報告にもございましたが、まずは、その収入面からとり得る対応策ということで、1つは、会員の方々の掛金率の見直しについての検討、これは、定款の変更が必要となる事項でございます、四角の中は現行、先ほどご説明しましたが、それを1つずつ書かせていただいているところでございます。

(2) 番目、これは、特別掛金率、期末手当にかかるものについての検討もまた必要であろうかということでございます。それぞれ何が必要かは、以降、省略をさせていただきますと思います。

それから、負担金率ということで、これは、地方公共団体の負担金率をまた見直しをすることが、そういったことも検討が必要なのではないか。これにつきましては省令改正が必要となる事項でございます。

それから、(4) 番目でございますが、これは、18年に導入しました合併の影響に対する激変緩和措置といたしまして、市・町村のみでございますが、4.5%の激変緩和を講じてございます。これについても検討が必要、これの引上げについて検討が必要なのではな

いかということをごさいます、これは省令の改正が必要となるものごさいます。

それから、2番目は給付の面からとり得る対応策ということごさいます、(1)番目は、先ほどご説明を申し上げました150分の現在本則35になっておるようなものその年金の算定の基礎的な率、あるいは12年を超えたときに加算をしていきます加算の率、こういったものにつきまして引下げの検討をする必要があるのではないかと、こうなります。この事項の改正ごさいますと、法律の改正が必要となるものごさいます。

それから、次のページをご覧くださいますと、(2)番目ごさいます、既裁定の方々などの年金給付水準を見直しをまたさすていただく必要があるのではないかと。前回、既裁定者の方、あるいは前回改正時点より前の議員歴を有するの方々についての検討ごさいます、これは法律改正が必要ごさいますとともに、既裁定の方々につきましては、財産権の問題が出てまいるものごさいます。

それから、(3)番目につきましては、在職期間、現在は12年ごさいます。これについての延長が必要かどうかなどの検討。

それから、(4)番目は、遺族につきまして、遺族年金のあり方についての検討が必要かどうかというものごさいます、これになりますと法律の改正が必要となると。

それから、掛け捨ての回避ということごさいます一時金につきまして検討が必要かどうか、これも法律の改正が必要となるものごさいます。

それから、(6)番目は、高額所得者に対します退職年金の一部支給停止の見直しにつきまして、支給停止となります基準の額あるいは支給停止の額についての検討が必要となるかどうかということごさいます。

それから、次のページ、(7)番目ごさいます。退職年金の支給開始年齢の見直しについて、経過措置、現在、65歳より若い方についての経過措置が講じられてごさいます、これについての検討が必要となるかどうか。

それから、(8)番目ごさいます、被用者年金との重複期間を有する方々の控除割合、これも法律事項ごさいます。現在は40%にしてありますが、この割合についての検討が必要となるかどうか。

それから、3番目ごさいます。その他ごさいます、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の組織の統合、あるいは都道府県議会議員共済会の組織のあり方についての検討もまたご検討をいただく必要があるかどうか。それから、地方議会議員年金制度を廃止

した場合の問題点などについての検討もまた必要となるかどうか、こういったいろんな検討の論点、検討項目が、冒頭申し上げましたが、前広にこういったものも検討対象となり得ると考えられますものをできるだけ並べてご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

【大橋座長】 ありがとうございます。この制度を長期的に安定させるためにいろいろとり得る対応策というもののカタログを出していただいたわけで、これは、逆に言えばこの検討会で検討する項目はこれだけ多岐にわたるといって、そういうことだと思います。それで、ここに載っていないこういう問題もあるのではないかというようなことがございましたら、ご質問でもご意見でも伺いたいと思いますけれども。

【渡辺委員】 今のご説明を伺ってそのとおりなんですけど、結局これは財政が悪化してくるわけで、負担増と給付減しかないわけですね、現実問題として。それで、そういった意味では、項目は多岐にわたりますけれども、残念ながらそういった厳しいというか、あんまり夢のない改革しかないんですけれども、この、特に負担増の中でも問題になるのは、せんじ詰めては公費負担の話になってくるわけなんですけれども。つまり、議員の方々、現役の議員の方々の掛金だけをアップするというのは、当然さっきの報告があったように、限界とは言いませんが、相当厳しいところまで来ているのは14年、18年もそうだった。

要するに、何が言いたいかということ、結論としてはもう1項目何か議論してほしいのは、要するに、国会議員互助年金が廃止されたら、何で地方議員の年金があるんだという議論が常にある。ここにもあったけれども、性格が違うんだとか、これは前回も前々回もそういった議論で、性格が違うんだと、恩給方式じゃないんだとか、国庫負担が90%も入っていないんだとか、そういう、社会保険方式だとか、いろんな、もう何か踏み込んだ、つまり、例えば今の地方議員の方々を取り巻く環境が例えば厳しくなったとかね、合併あるいは削減で、とか、あるいは報酬も現実に県会の方もそうでしょうし、市会も町村会の方ももっと低いのだろうし、あるいは、議会に拘束されている割合はこうでとても兼業も厳しい、例えばそういう取り巻くこの市町村合併後の何かそういうものがないと、ただ、国会議員互助年金と比べて性格が違うんだ、だからあっていいんだみたいな中でなかなか理解を得られないので、もう一言で言うと、もう1つか2つ何か検討、我々も検討する課題がないのかなという、ちょっとやや無責任な言い方になるかもしれませんが、そんな思いがありますので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいまのは、国会議員互助年金が廃止になっているということで、前回の報告書が出た、検討会がまとめた後ですよ、あの国会議員互助年金が廃止になったのは。ただ、報告書の中ではすごく詳細に扱われているとは思いますが、これは、多分普通の方が見た場合には、あちらとこちらの比較ということはどうしても関心になると思いますので、やはりわかりやすい形でもう一覧表にするなりとかという形で、詳細に比べて地方議会としての実情を、説明責任を果たすということはやっぱりすごく大事なのかなという気がいたしますので、そういう資料も出して議論の中に加えていただければと思います。

【大野委員】 検討会のスケジュールが決められたわけですが、これに対応いたします。私ども各都道府県議長を通じて意見を集約することにいたしますが、本日は、私個人の考え方を3点ばかり述べさせていただきたいと思います。

議員年金の必要性についてでございますが、1点目は、地方分権が進んでおりますので、我々地方議会の役割というものは非常に増大しております。我々議員は、単に議会に出席することだけではなく、日常的に住民と広く接して住民の意向を酌み取って新たな施策に結びつけていくという活動が強く要望されておるところでございます。議員活動に多くの時間が必要になってきているところでございます。つまり、地方議会の役割の比重が大きくなってきているということでございます。そのために、専門化する者が非常に増えていまして、都道府県の場合、専門議員が平成11年には3割程度であったのでございますが、平成19年には5割に増えてきております。今後、ますます専門化の傾向が強まるものと予測はされておりますが、そうしたことから、在職中に安心して我々が議員活動に専念するためには、退職後の生活の安定のための制度が不可欠であります。そうでなければ、有能な人材が集まってこないというのが実態と言えてお思います。したがって、議員年金の制度を立て直して是が非でも残すべきと私どもは考えているところでございます。

それから、2点目の市・町村共済との差異についてでございますが、これは、実際問題として都道府県と市・町村と別々の運営を行っておりますので、都道府県共済会は、いわゆる平成11年度に12億円あった単年度赤字が平成19年度には7億円に縮小するなど、収支は改善の方向に今向かっております。収支見通しでも平成34年までは制度がもつということになりますが、県あるいは市・町村、この財政状況の差について十分配慮をしていただきたいものだなというふうに思っております。

それから、もう1点でございますが、私どものこの自助努力についてでございますが、収入面、給付水準面についてでありますけれども、現役議員の負担もたび重なる改正によって相当程度高くなっております。内部ではいろいろな意見もあるところでございますが、今後も制度を維持するためには、我々議員だけではなく、既裁定者なども含めて何とかぎりぎりのところまで自助努力をして、後輩のためにも制度をしっかりとものにすべきだというふうに考えております。

具体的などころが見えないとなかなか判断は難しいのでありますが、この制度を維持するための掛金率、あるいは負担金率の引上げ、給付水準の引下げなどについて、相当なシミュレーションなどを行って、どこまで可能かどうかということを検討していくべきだというふうに考えておるところでございます。

以上、個人的なことでございますが、述べさせていただきました。

【大橋座長】 ありがとうございます。

【藤田委員】 私は、この年金制度が本当に維持ができるのかどうかというのを非常に危惧しております。今、私どもの市議員は16%の掛金なんです、個人がですね。おそらく世界一高い年金掛金じゃないかと思うんですが、これを改正してまた上げるというようなことになると、とてもこれは維持ができない、議員のほうの理解が得られぬのじゃないかと思うんです。

これまで、年金制度をずうっと改革、改革というか改悪というのか知りませんが、ずうっと直してきたわけでありまして、その都度、受給者の給付を引き下げる、そして掛金を引き上げる、そういうような直し方ですと来たんだと思うんですね。

私が19年に全国の会長にならせていただいたときに、年金制度は20年大丈夫ですから心配ありませんというお話だったんです。ところが、去年の決算をしてみますと大赤字なんです。何が20年か、1年ももたんじゃないかという、それで大変だということで検討委員会をつくっていただいたわけでありまして。私が現在、議員年金の掛金を幾ら払っているかといいますと、年間、1年にですよ、161万円払っています。ところが、給付の算定期間は、30年で打ち切りですから、年金が、一銭も増えていかないのです。私、今40年議員をしておりますから、この10年間はずうっと掛けるばかりなんです。これからもまだやると思いますから、まだ掛けるばかりで、給付額は、全く増えないんです。これもどうだろうかと思うんですね。そのように極端にどこかに負担がかかって、やるような制度というのはどうなんだろう。ですから、掛金を上げるとかという話をも

う成り立たないと思うんです。こんなむちゃくちゃなですね、掛金制度というのはあり得んと思うんですよ。16%以上というね。

何でこんなことが起こったかという、平成10年、平成の大合併の前を基準にしますと、平成10年に市議員がおおよそ1万9,600人ぐらいおられたんですよ。1万9,600人ぐらいおられて、退職年金受給者が1万5,500人ぐらい。そして、遺族年金も1万人ぐらいおられたんですが、そのときには、掛金は11%だったんですが、1,270億という積立金を持っておったんですよ。掛金が11%ですよ。それが何で積立金がどんどんなくなったかという、平成11年から合併が始まり、市議員の年金を全然かけてない人が合併によって市議員の年金に入ってこられたんです。どんどん入ってこられたんですね。それで積立金を取り崩して、支払いにあてざるを得なくなった。それでもう赤字になり出したということですから、我々市議員の努力が足らなかったとか、怠けていたからこれがつぶれたというような問題では全くないんですよ。我々は一生懸命やってきたのに、そういう市町村合併の推進という国策によって市議会議員年金にどんどん入ってこられたことによるものなので、私は、これはやはり合併特例法に規定されており、国に責任を果たしてもらいたいと、このように思います。

平成の大合併によって、市町村議員数が、2万4,000人ぐらい削減されましたが、その人たちがもらっていったいわゆる議員報酬というのは、自治体が払わなくて済むようになったんですが、その合計は、年間で1,100億ぐらいになる。それが我々のところに掛金としてきていけば、やはり同じように維持ができたと思うんですよ。市議員の共済が怠けていたとか、我々市議員が怠けていたわけでも何でもないんです。その間に掛金は、11%が13%になり、16%まで上がったんですよ。もうこれは限界だろうと思うんですね。

ですから、議員さんは、もうこれ以上掛金を上げるのはやめてくれとおっしゃるんですよ。もう限界に近い年金掛金率じゃないかと思うんですね。

ですから、議員年金をやめてくれと言われる議員さんもおられるんですよ。それはなにかというと、国会議員の年金廃止の例を見てやめてくれとこうおっしゃるんです。ただやめて、今までかけたのは放棄するからやめるという意味じゃないんです。国会議員の年金の廃止の例にならった清算をしてもらいたいという意見もあります。ですが、9万4,000人ぐらいの受給者がおられるんですが、その9万4,000人ぐらいの受給者は、それだけが生活の糧なんですね。それだけしか収入がないという人も多いです。なぜかと

いうと、昭和36年に国民年金法ができて、あのときに国民年金に議員年金に入った人は入らなくていいという法律だったんですね。ですから、議員年金だけで来た、国民年金もない。その人たちは、この議員年金だけで今生活をしておいでになるんですよ。議員も国民年金に入れと言われたのは昭和60年だと思うんですよ。それからは、議員年金と国民年金と併用ですから。ですが、国民年金も、今までおやめになった方は満額ないと思いますね。20年切れてかけておられるでしょうから。

そういうようなことで、制度を存続させるための改正、見直しといたしまして、見直しで掛金の引上げはもう難しい、こういうように思います。

以上であります。

【大橋座長】 ありがとうございます。ほかにご意見等ございましたら。

【原委員】 町村議会も市議会と同じ16%の負担率であると、とりわけその町村議員の場合は、平均報酬が21万円程度でございまして、年額にいたしましても70万を切るんじゃないかと思うんですね、年金額が。年金だけでは生活はできないし、地方議員の退職後のやはりこの生活の足しになるのではないかと。このことから、議員の年金制度の維持存続をぜひともお願いをしたいと。これ以上の掛金率の引上げや給付水準の引下げは大変厳しいものがありまして、私どもとしては、可能な限り自助努力を行っていく覚悟でありますけれども、国においても今回の制度改正が最後であるという認識のもとに思い切った制度改正を行っていただき、将来にわたり安定的な年金給付の確保をされた制度として確立されることをぜひお願いをしたい。

更に、旧国会議員の年金の場合を私どもはよく耳にするわけでありまして、国会議員の年金の場合は、国庫負担による恩給方式だったために、廃止にかかる給付金は国費で負担をされているところでございます。しかし、地方議員の年金の場合は、社会保険方式で共済会が運営をしているため、この巨額な財政負担をどこが負担するのかは明確な規定がないということでもありますので、こうした問題を解決しない限り、そう簡単には廃止できないだろうと思うわけでありまして。地方議員が安心して議会活動に専念するためには、退職後の生活の安定のための制度が不可欠であり、将来にわたって安定的に年金給付が可能となる制度を確立していくことが肝要であると考えておるところでございます。

市町村合併は、あめとむちで、強制的な合併が行われたと申し上げたら大変失礼でございますけれども、合併した後の市町村は、全く夢を語ることのできない町村というのがたくさんございます。合併をやってよかったなど、すばらしかったなというところはどこも

ございません。合併をするのは、もう一度立ちどまってよくよく考えればよかったと、合併することによってさまざまな自分の町や村で取り組んでいることがプラスに作用するよということがないまま、合併した後、しなければよかったなど、そういうことで合併がどんどん進められていきました。そうしてこういう状況になったわけでございます。国策として推進された市町村合併に身をもって協力したという強い思いがあるわけでありますから、国においてもこうした私どもの思いをしっかりと受けとめていただきまして、両共済会の危機的な財政状況を改善するため、市町村合併特例法に基づく激変緩和措置の強化をお願いいたしたいと思っております。

現役会員の退職年金の年額は、平成14年と18年の法改正により合計で30%、既裁定者の退職年金額は前回の法改正で10%それぞれ引き下げられておりますから、この結果、現役の会員と既裁定者の給付水準に大きな格差が生じておりまして、危機的状況にある年金財政を立て直していくにあたり、現役会員に対してだけ大きな負担を求めていくには、私は限界があると思っております。世代間の不均衡を解消するために、既裁定者の年額の引下げは避けられないのではないかなど。議員の年金制度が破綻の瀬戸際にあることも考えますと、負担のあり方等々につきましても見直しが必要ではないのかなと思うところでございます。

以上です。

【大橋座長】 ありがとうございます。ただいま、その現実の状況と、この具体的な項目でいいますと掛金率でありますとか負担とかというところについてのそれぞれご要望を伺ったと考えております。

例えば、最後にお話のございました既裁定者との間の格差の問題というのは、先ほどの3共済会の報告書でも出ておりまして、ここは前は割と軽く踏み込んだという形ですので、それなりの理由だったのだと思うのですけれども、恐らく既裁定者のところで現役会員との格差ということを書いていくと、財産権のところの議論というのはもっと深いものをしないと、多分これは持ちこたえられないということもあると思っておりますので、そういうところは注文として伺ったというように思います。

それと、あと廃止というようなご議論もあったんですけども、これも一般の方が単に補助金みたいな形で、廃止すればそれで終わるというものではなくて、国の場合でも、その後、廃止という場合でもいろいろな処理の問題とかが残るので、そういうことを踏まえた上での選択肢ということだと思いますので、そのところについての情報もこの中には

織りまぜていただければというように思います。

それと、あと議員さんの将来というようなお話があったんですけども、おそらく地方議会のあり方とかということについては、分権の委員会とか地方制度調査会でも議論をしているところだと思いますので、直接この具体的な検討項目にかかるかどうかは別といたしまして、そういう議論の動向についての情報もここにいらっしゃる委員の先生方で共有したいと思いますので、それもお出しいただければというように思います。

あとほかに、きょうのこれからの検討項目のところにつきましてご意見なり何か、よろしいですか。

それでは、検討会の全般的な進め方についてはこれくらいにいたしまして、これで大体予定の時間となりましたので、第1回の検討会を終了したいというように思います。次回の開催につきまして、事務局からお願いいたします。

【北崎幹事】 次回の開催時期につきましては、また5月中を予定をしておるところでございますが、改めて各委員さんの日程を照会をさせていただきまして、調整をさせていただきます上でお知らせをさせていただきたいと思います。

また、今回も年度末、大変お忙しいところを日程調整に多大なるご協力をいただきましたことをまずこの場ではありますが、おかりしまして感謝申し上げますとともに、今後ともぜひ、何せ皆様もうお忙しい先生方ばかりでございますけれども、特段のご配慮をいただき、日程の調整をさせていただければと思っております。またお知らせをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

【大橋座長】 それでは、本日はこれで閉会といたします。熱心なご議論をどうもありがとうございました。